

## 沖縄・高江の住民運動弾圧訴訟不当判決に抗議する（談話）

2013年6月26日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

福岡高裁那覇支部(今泉秀和裁判長)は25日、米軍ヘリパッド建設に反対する沖縄県東村高江住民の運動を「通行妨害」だとして国の訴えを認めた那覇地裁判決を不当だとして伊佐真次さんが控訴していた事案について判決をおこなった。

判決は、国の訴えを認めた那覇地裁判決を追認し、伊佐さんの訴えをことごとく退けるきわめて不当なものである。

この問題は、防衛省沖縄防衛局が住民の反対を無視して一方的に、高江集落をとり囲むようにヘリパッド建設を強行しようとしていることに原因があり、この判決は、「平和のうちに生存する権利」(憲法前文)を定めた日本国憲法の精神を踏みにじるものである。

この訴訟は、国が、ヘリパッド建設に反対する運動を弾圧する目的で住民を相手に起こしている前代未聞の訴訟(「スラップ訴訟」)である。「通行妨害」とされた伊佐さんの行為は、住民が平穏な生活を守るために、工事を強行する防衛局の職員に対して抗議の意思を表明した非暴力のものであり、これを禁ずる判決は表現の自由に対する重大な侵害である。これは同時に、「公益及び公共の秩序」を理由に表現の自由などを制限しようとするものであり、自民党改憲草案に示されている内容を先取りするものといわなければならない。

高江のヘリパッドは、日米両政府が配備を強行している危険な欠陥機オスプレイの着陸帯として使用されることが明らかになっており、住民の不安と懸念はますます増大している。

私たちは、今回の不当判決に強く抗議し、今後の裁判闘争の勝利とヘリパッド建設中止、米軍基地の撤去を求めて、さらにたたかいを強化するものである。

以上